

## 静岡県吉田町地域おこし協力隊募集要項

吉田町では、地域資源等の有効活用による新たな賑わいづくりと地域の活性化を図ることを目的とし、地域の新たな担い手となる「地域おこし協力隊」（以下「隊員」という。）を都市圏から募集します。

### 1 募集する隊員の活動内容

観光施設及びイベントの活性化に関する業務

項目	内容
現状	吉田町観光協会（以下「観光協会」という。）は、「吉田町三大イベント」として、凧あげまつり（5月）、港まつり花火大会（8月）及び小山城まつり（11月）を実施している。
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・「吉田町三大イベント」の魅力向上</li><li>・新たな賑わいづくりイベントの創出</li><li>・情報発信力の強化</li></ul>
地域活動の概要	<p>隊員のアイデアを活かした以下の地域活動を基本とし、隊員が自ら提案する活動にも取り組んでいただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li><b>「吉田町三大イベント」の企画・運営</b> 来場者数の増加及び更なる賑わいの創出に向け、既存の内容の見直し等を含め、イベントの企画・運営に携わる。</li><li><b>町内イベントの活性化</b> 町内でイベントを開催する各種団体等と効果的に連携することにより、イベントの更なる活性化を図る。</li><li><b>新規イベントの企画・運営</b> 地域資源を活用し、新たなイベントを開催する。</li><li><b>観光・イベント情報の発信</b> 「吉田町三大イベント」等への来場者の増加に向け、SNS等を活用した観光やイベント等の情報発信の充実を図る。 また、町の特産品等の情報発信拠点である、小山城売店「しらすのまどぐち」の店舗運営を行う。</li></ol>
活動時間	<p>雇用ではなく業務委託となりますので、活動時間の指定はありません。</p> <p>ただし、定期的に「しらすのまどぐち」での勤務があります。</p>
活動場所	<p>雇用ではなく業務委託となりますので、活動場所の指定はありません。</p> <p>※「しらすのまどぐち」を御利用いただけます。</p>

募集対象者	令和3年4月1日時点で20歳以上40歳未満の方
その他特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント）を使用した事務や写真や動画の撮影・編集等を行っていただきます。</li> <li>・活動に際し、地域住民や各種団体等とコミュニケーションを図っていただくほか、「しらすのまどぐち」では接客も行っていただきます。</li> </ul>

## 2 募集人数

1人

## 3 応募資格

次の全ての項目に該当する人が対象となります。

- (1) 生活の拠点が三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部をいう。以下同じ。）内にあって条件不利地域（過疎、山村、離島、半島等の地域である市町村をいう。以下同じ。）でない都市地域又は三大都市圏外の指定都市の条件不利地域以外から町内へ生活拠点を移し、住民票を異動させる者
- (2) 心身ともに健康で、かつ、地域協力活動に意欲を持ち、誠実に職務を遂行できる者
- (3) 普通自動車免許を有している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (5) 公募時点で募集要件を満たす者

## 4 雇用形態及び活動期間

- (1) 吉田町地域おこし協力隊員として委嘱します。  
※委嘱後、業務委託契約を締結
- (2) 委嘱期間は、原則として委嘱した日から1年間とします。ただし、活動の成果等を勘案して、年単位での更新により最長で委嘱日から3年間まで委嘱期間を延長することが可能です。
- (3) 委嘱期間の延長は、協議の上、当町で判断いたします。

## 5 報償等

- (1) 報償  
1月当たり200,000円
- (2) 活動費  
1月当たり45,000円（年間540,000円を上限とする。）

- (3) 住居手当  
1月当たり50,000円を上限として町が実費負担します。

## 6 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険及び雇用保険には加入しませんので、国民健康保険、国民年金に加入してください。
- (2) 転入等にかかる当町までの交通費、引越しに必要な費用は、隊員の負担となります。
- (3) 転居に係る費用や生活に必要な備品の購入、光熱水費は隊員個人の負担となります。
- (4) 隊員の活動に必要な備品、消耗品の購入に係る経費については、町と隊員との協議の上、予算の範囲内で町が負担します。
- (5) 協力隊としての業務に支障がなければ、兼業が認められます。ただし、その場合は、事前に町に届け出て許可を得てください。

## 7 募集期間

令和2年12月10日（木）から採用者決定まで。

## 8 応募方法

### (1) 応募方法

次の書類を吉田町企画課に郵送又は持参してください。

ア エントリーシート（様式自由）

（応募動機、自己PR、活動目標を800字以内で記入してください。）

イ 履歴書

ウ 住民票抄本（住所、氏名、生年月日、性別がわかるもの）

エ 普通自動車運転免許証の写し

### (2) 選考方法

ア 1次選考（書類選考）

提出していただいた書類を基に選考を行い、応募者全員に選考結果を文書にて通知します。

イ 2次選考

1次選考合格者を対象に面接を行い、採用者を決定します。

2次選考の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。選考結果は文書で通知します。

※応募に係る費用は、応募者の負担となりますが、2次選考（面接）会場までの交通費は、町が負担します。

※提出された書類一式は返却できませんので、御了承ください。

## 9 その他

- (1) 選考の結果、採用者なしとする場合があります。
- (2) 応募資格を満たしていないこと、又は応募書類の記載事項が正しくないことが判明した場合、採用が取消しになります。

## 10 お問い合わせ先（応募書類送付先）

〒421-0395

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町企画課まちづくり推進部門（担当：辻）

電話 0548-33-2135（直通）

FAX 0548-33-2162

メール [kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp](mailto:kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp)